

情報最前線

市役所へのお問い合わせ先

- 西条市庁舎 TEL0897-56-5151
- 東予総合支所 TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所 TEL0898-68-7300
- 小松総合支所 TEL0898-72-2111

お知らせ



12月定時登録による選挙人名簿新規登録者の縦覧

12月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を行います。

■新規登録者

平成5年9月3日から同年12月2日までに生まれた方および平成25年6月2日から同年9月1日までに転入の届出をした方で、平成25年12月1日現在において、平成25年9月2日から引き続き西条市の住民基本台帳に記録されている方。

■縦覧期間

12月3日(火)～7日(土) 8時30分～17時

■縦覧場所

市庁舎別館 市選挙管理委員会事務局 TEL0897-52-1263

■農業委員会委員

選挙人名簿への記載申請を

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年1月1日現在で調製しています。名簿に記載申請する資格がある方へは、12月中旬に記載申請書を郵送しますので、必ず期限内に返送してください。

選挙人名簿に記載されない、資格のある方でも今後1年間は農業委員選挙の選挙権と被選挙権がなくなります。資格があると思われるのに申請書が送られてこない場合は、市農業委員会までお問い合わせください。

■記載資格者

平成26年1月1日現在、市内に住所があり、平成6年4月1日以前に生まれた方で、① 10㎡以上の農地につき耕作の業務を営む方 ② ①と同居する親族またはその配偶者で、その耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の方 ③ ①の面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員または社員で、耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の方

■申請期限

1月10日(金)

■申請先

市庁舎別館農業委員会 TEL0897-52-1262

12月の市税について

2日(月) 国民健康保険税第5期分の納期限 20日(金) 国民健康保険税第5期分の督促状の発送

26日(木) 固定資産税第4期分、国民健康保険税第6期分の納期限

※督促状1通につき1000円の督促手数料をいただきます。

※口座振替をご利用の方は、納期限日の預金残高にご注意ください。

■家屋の取り壊し・住宅用地変更等の届出をお忘れなく

■家屋を取り壊した方、新築または増築した方へ 固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税します。平成25年中に家屋を取り壊した方は届出をしてください。

また、新築・増築をした方も申し出をお願いします。 ■住宅用地の変更をした方へ 宅地の固定資産税は、その宅地が住宅用地であるかどうかで税額が異なります。平成25年中に住宅用地を住宅用地以外に変更した方や住宅用地以外の用地を住宅用地に変更した方は届出をしてください。

■届出先

○市庁舎本館資産税課 資産税係 TEL0897-52-1276

○各総合支所

税務課税務係(東予) 総務課税務係(丹原・小松)

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずる業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含む)について、平成26年1月から同様に必要となります。

■問合せ

伊予西条税務署 TEL0897-56-3290

※自動音声に従い、「2」番を選択してください。

